

村上市地域公共交通活性化協議会規約改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>村上市地域公共交通活性化協議会規約（案）</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（委員）</p> <p>第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（1）市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その<u>計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者</p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>第7条～第12条 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第13条 協議会は、<u>計画</u>の検討及び実施にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第14条～第19条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成22年2月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>村上市地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会として設置する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p>（委員）</p> <p>第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>（1）市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その<u>他網形成計画</u>に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者</p> <p>（2）～（5） （略）</p> <p>第7条～第12条 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第13条 協議会は、<u>網形成計画</u>の検討及び実施にあたり、分科会を設置することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第14条～第19条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成22年2月9日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p>

この規約は、令和 2年4月 15日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年5月 29日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

この規約は、令和 2年4月 15日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年5月 29日から施行する。